

大雪地区広域連合障害支援区分審査会規則

平成 18 年 8 月 18 日

規則第 5 号

改正 平成 26 年 3 月 25 日 規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、大雪地区広域連合障害支援区分審査会の委員の定数等を定める条例（平成 18 年条例第 1 号）の規定により、大雪地区広域連合障害支援区分審査会（以下「障害支援区分審査会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(障害支援区分審査会の委員の選任方法)

第 2 条 障害支援区分審査会の委員は、東川町、美瑛町および東神楽町（「以下関係町」という）から推薦のあった候補者について、広域連合長がこれを任命する。

2 障害支援区分審査会の委員に欠員を生じたときは、広域連合長は、速やかに、その旨を関係町長に通知するとともに、前項の例により障害支援区分審査会の委員を選任するものとする。

(合議体)

第 3 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 8 条第 1 項に規定する合議体の数は、1 とする。

2 合議体を構成する委員の定数は、次のとおりとする。

(1) 第 1 合議体 5 人

3 各合議体の招集については、令第 8 条第 2 項に規定する合議体の長が招集する。

(補則)

第 4 条 法令、条例及びこの規則に定めるものを除くほか、障害程度区分審査会に関し必要な事項は、広域連合長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 18 年 8 月 21 日から施行する。

2 この規則施行後の最初の審査会の招集は、令第 7 条第 1 項の規定にかかわらず大雪地区広域連合長がこれを招集する。

附 則

この規則は、平成 26 年 3 月 21 日から施行する。